

令和6年度郡山市敬老会補助金のご案内

各地区の自治会等において、独自に敬老会（イベント）を開催される場合に、その開催経費に対し下記の内容により補助金を交付いたします。

1 対象事業

高齢者(75歳以上の方。令和6年12月末までに75歳に達する方を含みます。)の方々の長寿を地域の皆様でお祝いするために開催される敬老会(同様の趣旨の式典を含みます。)

2 対象団体

敬老会を主催する自治会・町内会、方部民生委員協議会、地区社会福祉協議会等地域において公益的活動を行う団体、または、それらの複数の団体により構成される実行委員会(以下「主催団体」という。)

3 敬老会の対象者

各地区において敬老会を主催する団体から敬老会対象者として招待する方々

[例1] A町内会が主催団体となり、同町内会加入世帯の高齢者を敬老会に招待する。

[例2] B町内会が主催団体となり、同町内会未加入世帯も含む区域内の全ての高齢者を敬老会に招待する。

4 対象経費：敬老会の開催に要する以下の経費

経費の種類	経費の例
報償費	アトラクションの謝礼、対象者への祝品等
印刷製本費	チラシ、式次第、掲示物等
消耗品費	会場用の生花、手指消毒液、下足・傘・ごみ用袋、事務用品等
通信費	切手、はがき、電話代等
賃借・使用料	会場使用料、バス借上げ料等
委託料	会場設営費等
手数料	振込み手数料等

※実行委員の方々の人件費・食糧費は補助対象外となります。

(対象経費となり得るか、不明・不安な支出予定がありましたら事前にご相談ください。)

5 補助金の額

下記(1)と(2)の合計額(=上限額)

(1)対象者(招待者)数×400円

(2)対象者(招待者)数に応じた以下の金額対象者数

対象者数	金額
～500人	50,000円
501人～1,000人	75,000円
1,001人～	100,000円

6 補助金の申請方法及び提出期間

(1)下記の申請先(問合せ先も同じ)に必要書類を直接提出

郡山市役所健康長寿課(本庁舎1階)TEL 924-2401

(2)必要書類

①申請時 補助金交付申請書、敬老会実施計画書、収支予算書、主催団体役員名簿、
対象者(招待者)名簿、補助金振込口座届

②終了後 敬老会実施報告書、収支決算書

※①、②の各種様式につきましては、市ウェブサイトからダウンロードするか健康長寿課
窓口でお受け取りいただけます。

また、ご連絡いただければ郵送いたします。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/66/80085.html>

上記 URL または、右記二次元バーコードから市ウェブサイト「郡山市敬老会補助金について」のページにつながります。

③提出期間 令和6年6月3日(月)～令和6年7月22日(月)



7 注意事項

- 異なる主催団体がそれぞれ敬老会を開催する場合に、補助金算定上の対象者を重複して計上することはできません。そのような事例・事実を確認した場合には、各主催団体にご連絡、ご相談のうえ調整させていただきます。
- 敬老会を開催することが補助金交付の要件となります。高齢者に祝品を配布するのみ等の場合は該当事業となりません。
- 敬老会を単独イベントとして開催せず、他の地域行事の中に敬老セレモニーを組み入れて実施する場合等においても敬老会の趣旨に該当する部分の経費を補助できます。申請前に事前にご相談ください。
なお、他地域行事に他の補助を活用している場合は、ご相談ください。
- 敬老会開催後の収支決算の結果、補助対象経費の支出額が補助金の額を下回った場合は、その差額を返還していただきますのでご了承ください。
- 補助金を活用している主催団体は、収支の状況を明確にしておくとともに、関係帳簿(会計簿等)及び証拠書類(領収書等)を事業完了後5年間保管しておかななくてはなりません。